生 衛 第 7 0 5 号 令和 4 年 1 2 月 2 3 日

各保健所長 殿

保健福祉部長

公衆浴場法施行条例及び旅館業法施行条例の一部改正について

このことについて、別添のとおり一部改正し、令和4年12月23日に公布 し、令和5年4月1日から施行しますので、関係業者への指導について、よろ しくお願いします。

なお、岡山県公衆浴場業生活衛生同業組合及び岡山県旅館ホテル生活衛生同 業組合には、別添のとおり通知済であることを申し添えます。

記

1 改正の背景

令和元年9月19日及び令和2年12月10日付けで、厚生労働省により示された公衆浴場における衛生等管理要領(「公衆浴場における水質基準等に関する指針」、「公衆浴場における衛生等管理要領」及び「旅館業における衛生等管理要領」)が改正されたことから、これらの入浴施設の構造設備と衛生措置の基準について見直しを行ったものです。

2 主な改正内容

- (1) 構造設備に関する基準の追加
 - ア 調節箱を設ける場合は、清掃が容易に行える構造とし、かつ、調節箱 内の温水を塩素系薬剤等により消毒することができる構造とすること。
 - イ 原水 (原湯の原料に用いる水を除く。) 及び原湯は、浴槽水の水面より上の位置から注入される構造とすること。
 - ウ 浴槽水を循環させる設備を設けるときは、次のとおりとする。
 - (ア) 循環ろ過した浴槽水は、浴槽の底部又は底部に近い部分から供給さ

れる構造とすること。

- (イ) 浴槽水の消毒に使用する薬剤の注入口は、浴槽水がろ過装置に入る 直前に設けること。
- エ 浴槽に気泡発生装置又はジェット噴射装置を設けるときは、点検、清 掃及び排水が容易に行える構造とすること。
- オ 配管を有する水位計を設ける場合は、配管内を洗浄し、及び消毒する ことができる構造とすること。
- (2) 衛生措置に関する基準の追加
 - ア 気泡発生装置又はジェット噴射装置に使用する浴槽水は、毎日完全に 換水するとともに、その都度浴槽を清掃すること。
 - イオーバーフロー水を再利用しないこと。
 - ウ 設備、装置及び配管は、定期的に消毒するとともに、適宜清掃等をすること。
- (3) 公衆浴場の男女を混浴させないこととする年齢を、おおむね10歳以上からおおむね7歳以上に改める。
- ※ (1)のア〜オ及び(2)のア、イについては既存施設には当分の間適用しない。
- 3 施行日

令和5年4月1日

4 県公報URL

https://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/826059_7802600_misc.pdf

令和4年12月	23日						r		号	外
	〇 公布	条例山	す 山 -	列 O 公 - 衆	部を岡山改山	正智なる山の	の の 個 女 山 人		置	
	した条例の【解	県職員給	る条土を例関する	· 場 法 E 施	武 正 県新 道 な 条 条 美	条県豆の農産の産業の	E 県情報 計報の るの保 をの保	目	Щ	
	解説	与条 例等	係 多数 教	● 例列 及	例 例 術 の 家育 成	棄 物 処 理	手 関	次	県公	. 2
	説	の一部を改	徴収条例	旅 館	を 改 正 す 金	税 条 例 の	当に関する法律施	^		
		改正する	の 一 部	法施行	る 条 例 の	ー 部 を	条 例 の 例		報	
	総 務	。 人 事	を 建 築	条 生 活	ー ス 文 ポ 化	改 ——税 税	人 等 務 課 学	担	発 行 岡	
	総務学事課	訊	築指導課	衛 生 課	l 振 ツ 興 振 課	課	課 事 課	当課(室)	山 県	
					興 課			±)	*	7
									P.	· 目
									- 1 to 1 to 1 to 1	次
			- 			5			See	担当課(室
			es.			7	# *			

10° ネ 配管を有する水位計を設ける場合は、配管内を洗浄し、及び消毒することができる構造と

される構造とすること。 第四条第一号中ネをムとし、ツをラとし、ソをナとし、レをツとし、同ツの次に次のように加え

第四条第一号目を次のように改める。 m 原水 (原湯の原料に用いる水を除く。) 及び原湯は、浴槽水の水面より上の位置から注入

剤等により消毒することができる構造とすること。

第四条第一号中力を削り、ワを力とし、ラの次に次のように加える。 ワ 調節箱を設ける場合は、清掃が容易に行える構造とし、かつ、調節箱内の温水を塩素系薬

八 調節箱 洗い場の給湯栓から供給される温水の温度を調節するための槽をいう。

第一条 公衆浴場法施行条例(昭和三十一年岡山県条例第八十号)の一部を次のように改正する。 第二条第四号中「及び第七号」を「、第七号及び第四条第一号ョ」に改め、同条に次の一号を加

公衆谷場法施行条例及び統館業法施行条例の一部を改正する条例 (公衆谷場法施行条例の一部改正)

因山畔条阿諾五十五号

える。

K 伊原木 南山県財事

◆ 在 日 年 十 1 月 1 十 1 1 日

公衆浴場法施行条例及び旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

この条例は、令和五年二月一日から施行する。

温器

岡山武道館条例(昭和四十五年岡山県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。 別表の一の「の実中「団、団三〇円」を「六、九一〇円」に、「五、九三〇円」を「九、二五〇円」 に、「一〇、三八〇円」を「一六、一九〇円」に、「一六、二三〇円」を「二五、三一〇円」に、「二、 九六〇円」を「四、六一〇円」に、「二七、一二〇円」を「四二、三〇〇円」に、「四二、一〇〇円」 を「六五、六七〇円」に、「五四、四七〇円」を「八四、九七〇円」に、「一〇二、七六〇円」を「一 大〇、三〇〇円」に、「一回、七大〇円」や「二三、O二〇円」に、「七回、二十〇円」や「一一五、 八六〇円」に、「九七、八三〇円」を「一五二、六一〇円」に、「一四八、六五〇円」を「二三二、八 九〇円」に、「二四五、三五〇円」を「三八二、七四〇円」に、「三七、〇八〇円」を「五七、八四〇 円」に、「七、四一〇円」を「一一、五五〇円」に、「一一、六二〇円」を「一八、一二〇円」に、「一 九、四八〇円」を「三〇、三八〇円」に、「三一、四二〇円」を「四九、〇一〇円」に、「六、八〇〇 円」を「一〇、大〇〇円」に、「八一、七〇〇円」を「一二七、四五〇円」に、「一一七、大三〇円」 を「一八三、五〇〇円」に、「一五六、〇八〇円」を「二四三、四八〇円」に、「二九四、九〇〇円」 を「四六〇、O四〇円」に改める。

ファキャッチャー(浴槽水を再利用する際に浴槽水中の毛髪その他の比較的大きな異物 を捕集する網状の装置をいう。)、一時間当たり浴槽の容量以上のろ過能力を有するろ過装 置及び浴槽水の消毒設備又は装置を設けること。ただし、これらと同等の措置を行う場合 は、この限りでない。 について一に改め、同号ト及びチを次のように改める。

に改める。

(旅館業法施行条例の一部改正)

かんいか。

タ俗間水を循環させる設備を設けるときは、炊のとおりとする。

第四条第二号レ中「十歳」を「七歳」に改める。

される構造とすること。

を塩素系薬剤学により消毒することができる構造とすること。 J 原水(原湯の原料に用いる水を除く。)及び原湯は、浴槽水の水面より上の位置から注入

第六条第一項第一号へ及びこを次のように致める。

第四条第四号チ中「)、一を「第六条第一項第一号二において同じ。)、一に改める。

ホ

設備、装置及び配管は、定期的に消毒するとともに、適宜清掃等をすること。

ニ オーバーフロー水(浴槽からあふれ出た湯水をいう。)を再利用しないこと。

卡を次のように改める。

ハ 調節箱(洗い場の給湯栓から供給される温水の温度を調節するための槽をいう。以下この 号において同じ。)を設ける場合は、清掃が容易に行える構造とし、かつ、調節箱内の温水

の 循環ろ過した浴槽水は、浴槽の底部又は底部に近い部分から供給される構造とすること。 ③ 谷間水の消毒に使用する薬剤の注入口は、谷間水がろ過装置に入る直前に設けること。

と、俗情に気泡発生装置又はジェット噴射装置を設けるときは、次のとおりとする。

凶 空気取入口にフィルター等を設け、土ぼこり等が入らない構造とすること。

ト オーバーフロー水 (冷槽からあふれ出た湯水をいう。) を再利用しないこと。 チ 設備、装置及び配管は、定期的に消毒するとともに、適宜情帰等をすること。

第五条第一号へ中「及びカからそまで」を「、ワ及びヨからムまで」に改める。

第四条第二号ニ中「について |を「(気泡発生装置又はジェット噴射装置に使用する浴槽水を除く。)

第六条第一号へ中「及びネ」を「、ワ、ヨ及びム」に改め、同条第二号ニ中「ロ」を「ロ、チ」

第四条第四号イ中「については、一を「(気泡発生装置又はジェット噴射装置に使用する浴槽水を

條く。)については、」に改め、同号ロ中「ナ」を「チ及び第六条第一項第一号ニ」に改め、同号ハ

中「及び第六条第一項第一号ハ」を「並びに第六条第一項第一号ホ(2)及び(3) に改め、同号ニ及び

第二条 旅館業法施行条例(昭和四十五年岡山県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

② 点検、清掃及び排水が容易に行える構造とすること。

第四条第一号中夕をソとし、同号ヨの炊に炊のように切える。

岡山県公報 Ш 3 2 皿 2 件

を捕集する網状の装置をいう。)、一時間当たり浴槽の容量以上のろ過能力を有するろ過装 置及び浴槽水の消毒設備又は装置を設けること。ただし、これらと同等の措置を行う場合 は、この限りでない。 3 循環ろ過した浴槽水は、浴槽の底部又は底部に近い部分から供給される構造とすること。

以 ヘアキャッチャー(浴槽水を再利用する際に浴槽水中の毛髪その他の比較的大きな異物

- ③ 浴槽水の消毒に使用する薬剤の注入口は、浴槽水がろ週装置に入る直前に設けること。
- へ 浴槽に気泡発生装置又はジェット噴射装置を設けるときは、次のとおりとする。

- ② 空気取入口にフィルター等を設け、土ほこり等が入らない構造とすること。

第六条第一項第一号中ホをトとし、同号二の次に次のように加える。

ホ 浴槽水を循環させる設備を設けるときは、次のとおりとする。

- ② 点検、清掃及び排水が容易に行える構造とすること。
- 第六条第一項第一号に次のように加える。
- **チ 配管を有する水位計を設ける場合は、配管内を洗浄し、及び消毒することができる構造と** するいか。
 - 温温

(搖作型口)

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。
- (陞唱計画) 2 この条例の施行の際現に公衆浴場法(昭和二十三年法律第百三十九号)第二条第一項の許可(こ
- の条例の施行前にされた同項の許可の申請であって、この条例の施行の際、許可をするかどうかの 処分がされていないものについての許可を含む。)を受けて営む公衆浴場に係る構造設備及び衛生 借置に関する基準については、当分の間、第一条の規定による改正後の公衆浴場法施行条例第四条 第一号ワ、ヨ、夕ぼ、レば及びネ並びに第二号ト(これらの規定が同条例第五条第一号へ若しくは 第二号又は第六条第一号への規定により適用される場合を含む。)の規定は適用せず、同条例第四 条第一号夕沙及び第二号二(これらの規定が同条例第五条第一号へ又は第二号の規定により適用さ れる場合を含む。)の規定の適用については、同条例第四条第一号夕の中「こと」とあるのは「こと。 ただし、循環ろ過した浴槽水を打たせ湯及びシャワーに使用せず、かつ、当該浴槽水の誤飲を防ぐ ための措置を離ずる場合は、この限りでない」と、同条第二号二中「浴槽水(気泡発生装置又はジェッ
- ト噴射装置に使用する浴槽水を除く。)」とあるのは「浴槽水」とする。
- る この条例の施行の際現に旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)第三条第一項の許可(この 条例の施行前にされた同項の許可の申請であって、この条例の施行の際、許可をするかどうかの処 分がされていないものについての許可を含む。)を受けて営む旅館業の施設に係る衛生措置等及び **葦造設牗に除る基準については、当分の間、第二条の規定による改正後の旅館業法施行条例第四条**
- 第四号二並びに第六条第一項第一号ハ、二、ホ③、へ②及びチ(これらの規定が同条第二項第一号
 - 又は第三項第四号の規定により適用される場合を含む。)の規定は適用せず、同条例第四条第四号

号外

かつ、当該浴槽水の誤飲を防ぐための措置を講ずる場合は、この限りでない」とする。中「こと」とあるのは「こと。ただし、循環ろ過した浴槽水を打たせ湯及びシャワーに使用せず、ト噴射装置に使用する浴槽水を除く。)」とあるのは「浴槽水」と、同条例第六条第一項第一号ホ份を含む。)の規定の適用については、同条例第四条第四号イ中「浴槽水(気泡発生装置又はジェッイ及び第六条第一項第一号ホ②(同条第二項第一号又は第三項第四号の規定により適用される場合

岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令在四年十二月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

る。 額」に改め、同号イ③①①及び①を削り、同号イ③を同号イ②とし、同号イ②の次に次のように加え及び別表第十一の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める額を合算したれぞれ次に定める額」を「別表第九の上欄に掲げる戸数の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める額ある」を「が含まれる」に改め、同号イ②を削り、同号イ③①中「次に掲げる場合の区分に応じ、そ第二条第一項第九十七号イ中「に係る建築物が」を「の対象とする範囲に」に、「を有するもので岡山県土木関係手数料徴収条例(平成十二年岡山県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

- それぞれ次に定める額③ 複合建築物(非居住部分を有する共同住宅等をいう。以下同じ。) 次に掲げる区分に応じ、
 - : 建築物全体
 - 開に定める額を合算した額に定める額及合算した額に定める額及び別表第十三の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ同表の下に定める額、別表第十一の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ同表の下欄

 共用部分がある場合 別表第九の上欄に掲げる戸数の区分に応じそれぞれ同表の下欄
 - 憫に定める額を合算した額に定める額及び別表第十三の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ同表の下□ 共用部分がない場合 別表第九の上欄に掲げる戸数の区分に応じそれぞれ同表の下欄
 - 间 非居住部分以外の部分
 - 關に定める額を合算した額に定める額及び別表第十一の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ同表の下闩 共用部分がある場合 別表第九の上欄に掲げる戸数の区分に応じそれぞれ同表の下欄
 - **憫に定める額**

 - 部 非居住部分 別表第十三の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の下

公衆浴場法施行条例新旧対照表 (第一条関係)

カ 路	ること。節箱内の温水を塩素系薬剤等により消毒することができる構造とす	ワ 調節箱を設ける場合は、清掃が容易に行える構造とし、かつ、調	イ〜ヲ略	一 構造設備に関する基準	のとおりとする。	第四条 一般公衆浴場の営業者が講じなければならない措置の基準は、次	(一般公衆浴場の構造設備及び衛生措置に関する基準)	の槽をいう。	八 調節箱 洗い場の給湯栓から供給される温水の温度を調節するため	五~七略	給水栓又は給湯栓から供給される湯水をいう。	利用しないで浴槽に直接注入される水をいう。)、原湯及び洗い場の	。)の原料に用いる水及び浴槽水の温度を調節する目的で浴槽水を再	る温水をいう。以下この号、第七号及び第四条第一号ヨにおいて同じ	四 原水等 原水(原湯(浴槽水を再利用しないで浴槽に直接注入され	一~三略	定めるところによる。	第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に	(定義)	新
フー格			イ〜ヲ略	一 構造設備に関する基準	のとおりとする。	第四条 一般公衆浴場の営業者が講じなければならない措置の基準は、次	(一般公衆浴場の構造設備及び衛生措置に関する基準)			五~七略	から供給される湯水をいう。	に直接注入される水をいう。)、原湯及び洗い場の給水栓又は給湯栓	る水及び浴槽水の温度を調節する目的で浴槽水を再利用しないで浴槽	る温水をいう。以下この号及び第七号において同じ。)の原料に用い	四 原水等 原水(原湯(浴槽水を再利用しないで浴槽に直接注入され	一~三略	定めるところによる。	第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に	(定義)	田

面より上の位置から注入される構造とすること。ヨー原水(原湯の原料に用いる水を除く。)及び原湯は、浴槽水の水

 \exists

タ 浴槽水を循環させる設備を設けるときは、次のとおりとする。

給される構造とすること。
② 循環ろ過した浴槽水は、浴槽の底部又は底部に近い部分から供

とおりとする。 浴槽に気泡発生装置又はジェット噴射装置を設けるときは、次の

とすること。 とすること。 とすること。

② 点検、清掃及び排水が容易に行える構造とすること。

ソ・ツ略

することができる構造とすること。
れい一句である。
不一配管を有する水位計を設ける場合は、配管内を洗浄し、及び消

ナ〜ム略

タ・レ略

二 衛生措置に関する基準

イ〜ハ略

ること。 については、一週間に一回以上定期的に完全に換水するとともに、 (気泡発生装置又はジェット噴射装置に使用する浴槽水を除く。 浴槽水は、 ただし、 毎日完全に換水するとともに、その都度浴槽を清掃 循環ろ過し、 かつ、 継続して使用している浴槽 水

ホ・へ略

その都度浴槽を清掃し、

及び消毒すること。

しないこと。 オーバーフロ 水 (浴槽からあふれ出た湯水を いう。 を再利 用

をすること。 設備、 装置及び配管は、 定期的に消毒するとともに、 適宜清掃等

リ〜タ略

おおむね七歳以上の男女を混浴させないこと。

ソ〜ネ略

(その他の公衆浴場の構造設備及び衛生措置に関する基準

第五条 者が講じなければならない措置の基準は、 第二条第二号イ、ロ、 ハ及びホに掲げるその他の公衆浴場の営業 次のとおりとする。

構造設備に関する基準

· ホ略

準によること。 前条第一号口、 二、 ホ、 Ļ ヌ、 ワ及びヨからムまでに掲げる基

略

第六条 ばならない措置の基準は、 第二条第二号ニに掲げるその他の公衆浴場の営業者が講じなけれ 次のとおりとする。

構造設備に関する基準

二 衛生措置に関する基準

イ~ハ略

ること。ただし、 その都度浴槽を清掃し、 については、一週間に一回以上定期的に完全に換水するとともに、 浴槽水は、 毎日完全に換水するとともに、その都度浴槽を清掃 循環ろ過し、 及び消毒すること。 かつ、 継続して使用している浴槽水

ホ・ヘ

1 使用しないこと。 打たせ湯及びシャ ワー に使用する湯水は 循環ろ過した浴槽水を

ぐための措置を講ずること。 ろ過装置等により浴槽水を循環させる場合は 浴槽水の誤飲を防

リ〜タ略

おおむね十歳以上の男女を混浴させないこと。

ソ~ネ略

(その他の公衆浴場の構造設備及び衛生措置に関する基準)

第五条 者が講じなければならない措置の基準は、 第二条第二号イ、 ロ、ハ及びホに掲げるその他の公衆浴場の営業 次のとおりとする。

構造設備に関する基準

イ~ホ略

よること。 前条第一号口、 二、 ホ、 Ļ ヌ及びカからネまでに掲げる基準に

略

第六条 ばならない措置の基準は、 第二条第二号ニに掲げるその他の公衆浴場の営業者が講じなけ 次のとおりとする。 れ

構造設備に関する基準

3 -

٤
二第四条
イ〜ハ略
二 衛生措置
へ 第四条
イ〜ホ略

		第	
水を再利用するため、浴槽水中の微細な粒子、繊維等を除去する装る構造の浴槽をいう。)は、浴槽水があるときは、ろ過装置(浴槽ハ 循環式浴槽(湯水の使用量を抑制する目的で、浴槽水を循環させにより清浄に保つこと。	は循環ろ過した浴槽水をいう。ルにおいて同じ。)を供給することれる温水をいう。チ及び第六条第一項第一号二において同じ。)又、十分に原湯等(原湯(浴槽水を再利用しないで浴槽に直接注入さロ 共同浴室の浴槽水は、適温に保つとともに、常に満杯状態に保ち	(衛生措置等の基準)	新
水を再利用するため、浴槽水中の微細な粒子、繊維等を除去する装る構造の浴槽をいう。)は、浴槽水があるときは、ろ過装置(浴槽ハ 循環式浴槽(湯水の使用量を抑制する目的で、浴槽水を循環させ	う。ルにおいて同じ。)を供給することにより清浄に保つこと。れる温水をいう。手において同じ。)又は循環ろ過した浴槽水をい、十分に原湯等(原湯(浴槽水を再利用しないで浴槽に直接注入さロ 共同浴室の浴槽水は、適温に保つとともに、常に満杯状態に保ち	(衛生措置等の基準) (衛生措置等の基準) (衛生措置等の基準) (衛生措置等の基準) (衛生措置等の基準)	旧

て同じ。 置をいう。 及び消毒装置を常に作動させること 以下この号並びに第六条第一項第一号ホ (1)及び(3)におい

オー バーフ 水 (浴槽からあふれ出た湯水をいう。 を再利用

ホ をすること。 設備、 装置及び配管は 定期的に消毒するとともに、 適宜清掃等

る水道、 年法律第百七十七号) を、一年に一回以上行い、その記録を三年間保存すること。ただし る湯水をいう。 ごとに完全に換水している場合は、 を使用している場合及び客室の浴槽水については当該浴槽水を使用 簡易専用水道により供給される水をいう。ョにおいて同じ。)のみ おいて同じ。 原料に用いる水及び浴槽水の温度を調節する目的で浴槽水を再利 しないで浴槽に直接注入される水をいう。第六条第一項第 原水等については、 浴槽水を循環させる設備を設ける場合は、 同条第六項に規定する専用水道及び同条第七項に規定する 以下この号において同じ。)及び浴槽水の水質検査 原湯及び洗い場の給水栓又は給湯栓から供給され 第三条第二項に規定する水道事業の用に供 当該原水等に水道水等 この限りでない。 原水等 (水道法 (原水 (昭和三十二 一号二に (原湯 用

IJ S

構造設備の基準

第六条 る旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、 おいて「政令」という。) 浴室及びシャワー 旅館業法施行令(昭和三十二年政令第百五十二号。 室(以下この条において 第一条第一項第八号の規定により条例で定め 「浴室等」という。) 次のとおりとする。 以下この条に を

ける場合は、

次に掲げる基準によること。

置をいう。 以下この号及び第六条第 項 第 一号ハにおいて同じ。

及び消毒装置を常に作動させること。 打たせ湯及びシャ ワーに使用する湯水は、 循環ろ過した浴槽水を

ホ 使用し ろ過装置等により浴槽水を循環させる場合は、 浴槽水の誤飲を防

ぐための措置を講ずること。

チ 道水等 う。ヨにおいて同じ。)のみを使用している場合及び客室の浴槽水 規定する水道事業の用に供する水道、 の限りでない。 については当該浴槽水を使用ごとに完全に換水している場合は、こ 道及び同条第七項に規定する簡易専用水道により供給される水をい じ。)及び浴槽水の水質検査を、一年に一回以上行い、その記録 水栓又は給湯栓から供給される湯水をいう。以下この号において同 しないで浴槽に直接注入される水をいう。 三年間保存すること。 原料に用いる水及び浴槽水の温度を調節する目的で浴槽水を再 浴槽水を循環させる設備を設ける場合は、 (水道法 (昭和三十二年法律第百七十七号)第三条第二項に ただし、原水等については、 同条第六項に規定する専用 原水等 原湯及び洗い 当該原水等に水 (原水 (原 の給 利用 湯

リ〜ソ略

(構造設備の基準)

第六条 る旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、 おいて「政令」という。 設ける場合は、 浴室及びシャワー 旅館業法施行令(昭和三十二年政令第百五十二号。 次に掲げる基準によること。 室 (以下この条において 第一条第一項第八号の規定により条例で定め 「浴室等」という。) 次のとおりとする。 以下この条に を

イ・ロ略

より消毒することができる構造とすること。が容易に行える構造とし、かつ、調節箱内の温水を塩素系薬剤等にめの槽をいう。以下この号において同じ。)を設ける場合は、清掃めの標をいう。以下この号において同じ。)を設ける場合は、清掃

面より上の位置から注入される構造とすること。

「原水(原湯の原料に用いる水を除く。)及び原湯は、浴槽水の水

面より上の位置から注入される構造とすること。

(1) ヘアキャッチャー(浴槽水を再利用する際に浴槽水中の毛髪そホ 浴槽水を循環させる設備を設けるときは、次のとおりとする。

を行う場合は、この限りでない。

を行う場合は、この限りでない。

の消毒設備又は装置を設けること。ただし、これらと同等の措置
の他の比較的大きな異物を捕集する網状の装置をいう。)、一時
の他の比較的大きな異物を捕集する網状の装置をいう。)、一時

給される構造とすること。 2 循環ろ過した浴槽水は、浴槽の底部又は底部に近い部分から供

とおりとする。
浴槽に気泡発生装置又はジェット噴射装置を設けるときは、次の

(2) 点検、清掃及び排水が容易に行える構造とすること。

ト 略

チ 配管を有する水位計を設ける場合は、配管内を洗浄し、及び消

イ・ロ略

一次では、大学を設け、大道により等が入らない構造とする一次では、これらと同等の措置を行う場合は、この限りでない。と。ただし、これらと同等の措置を行う場合は、この限りでない。と。ただし、これらと同等の措置を行う場合は、この限りでない。と。ただし、これらと同等の措置を行う場合は、この限りでない。と。ただし、これらと同等の措置を行う場合は、この限りでない。と。ただし、これらと同等の措置を行う場合は、へアキャッチャー(浴気取入口にフィルター等を設け、土ぼこり等が入らない構造とする

ホ

略

2・3略 二・三略 することができる構造とすること。

2 · 二 · 三 · 三 略